

■令和 8 年度かがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
第 1 条～第 8 条 略 (交付の申請) 第 9 条 略 2 (1) ～ (13) 略 (14) 補助対象設備が断熱改修設備である場合にあつては、次の書類 ア 建物の登記事項証明書（発行日から 3 箇月以内のものに限る。） イ <u>全体断熱改修設備にあつては補助事業を行う窓及び玄関ドアの位置が確認できる平面図、部分断熱改修設備にあつては補助事業を行う窓及び玄関ドアの位置が確認できる、平面図又はカラー写真</u> ウ 窓及び玄関ドアの改修後の設置状態を示すカラー写真 エ 窓及び玄関ドアの出荷証明書等の写し（国の断熱リフォームに係る支援事業において登録されている登録型番・登録番号が確認できるもの） (15) 略 3 略 第10条～第23条 略 附 則 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。 <u>1 この要綱は、令和 8 年 8 月17日から施行する。</u>	第 1 条～第 8 条 略 (交付の申請) 第 9 条 略 2 (1) ～ (13) 略 (14) 補助対象設備が断熱改修設備である場合にあつては、次の書類 ア 建物の登記事項証明書（発行日から 3 箇月以内のものに限る。） イ <u>平面図（補助事業を行う窓及び玄関ドアの位置が確認できるもの）</u> ウ 窓及び玄関ドアの改修後の設置状態を示すカラー写真 エ 窓及び玄関ドアの出荷証明書等の写し（国の断熱リフォームに係る支援事業において登録されている登録型番・登録番号が確認できるもの） (15) 略 3 略 第10条～第23条 略 附 則 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。